

2 取引相場のない株式等の評価（株式保有特定会社の判定基準の見直し）

評価会社が株式保有特定会社に該当するか否かについて、現行の「株式及び出資」に「新株予約権付社債」を加えて、株式等保有特定会社の判定基準とすることとした。

また、これに伴い、「 $S_1 + S_2$ 」方式による評価における計算方法等についても、所要の改正を行った。

(評価通達 189、189-2、189-3、194-2、明細書通達=改正)

1 従来 of 取扱い

課税時期において、評価会社の有する各資産の価額の合計額（相続税評価額ベース）のうち、に占める「株式及び出資」の価額の合計額（相続税評価額ベース）の割合が50%以上である評価会社については、株式保有特定会社として、その株式の価額を、原則として純資産価額方式より評価することとしていた。

2 通達改正の概要

(1) 株式保有特定会社の判定基準

株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受ける権利（新株予約権）が付された社債を「新株予約権付社債」という（会社法221、222）。この新株予約権付社債は「株式及び出資」には該当しないが、株式に転換することのできる権利を有しており、市場では予約権を行使して取得される株式の価格と連動して、その価格が形成されていること及び金融商品取引法等において株式と同等に取り扱われる規定があること等を踏まえると、株式保有特定会社に該当するか否かの判定においては、「株式及び出資」と同等に取り扱うことが相当と考えられる。

そこで、現行の「株式及び出資」に「新株予約権付社債」を加えて、株式等保有特定会社の判定基準とすることとした。

(2) 「 $S_1 + S_2$ 」方式による評価

株式保有特定会社の株式は、原則として純資産価額方式により評価することとし、納税義務者の選択により、「 $S_1 + S_2$ 」方式により評価することができることとしているところ、上記(1)の見直しに伴い、「 $S_1 + S_2$ 」方式による評価における計算方法等について以下のとおり改正した。

イ 株式及び出資の価額

S_1 の金額を求める際の類似業種比準価額の修正計算における「株式及び出資の帳簿価額の合計額」及び純資産価額（相続税評価額）の修正計算において各資産から除かれる「株式及び出資」並びに S_2 の金額を求める際の「株式等の価額の合計額（相続税評価額によって計算した金額）」及び「株式等の帳簿価額の合計額」について、それぞれ新株予約権付社債の価額を加えて計算することとした。

ロ 受取配当金收受割合の計算

S_1 の金額を求める場合における受取配当金收受割合について、「直前期末以前2年間の受取配当金額（法人から受ける剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本金等の額の減少によるものを除く。）、利益の配当及び剰余金の分配（出資に係るもの

に限る。)をいう。以下同じ。)の合計額」に「新株予約権付社債に係る利息の額」を加えて、受取配当金等收受割合を計算することとした。

3 明細書通達の改正

「株式保有特定会社の判定基準の見直し」に伴い、明細書通達における次の欄について改正した。

- ・ 「第2表 特定の評価会社の判定の明細書」における「2. 株式保有特定会社」欄及び「7. 特定の評価会社の判定結果」欄
- ・ 「第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書」における「1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）」欄
- ・ 「第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書」における「1. 純資産価額方式等による価額」欄
- ・ 「第7表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書」における「1. S1の金額（類似業種比準価額の修正計算）」欄
- ・ 「第8表 株式保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）」における各欄